

鹿屋市文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

郷原 招 男

鹿屋市条例第 10 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

議案第21号

鹿屋市文化会館条例の一部改正について

鹿屋市文化会館条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市文化会館条例の一部を改正する条例

鹿屋市文化会館条例（平成18年鹿屋市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第4条の6第2項を次のように改める。

2 文化会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

別表の備考を次のように改める。

備考1 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

- 2 (1)施設使用料に定める浴室の使用料及び(2)設備等使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までをそれぞれ1回として徴収する。

- 3 使用者がホールを使用する場合において、入場料を徴収しないが入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これに準ずる場合をいう。）及び営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。

- 4 リハーサル室をリハーサル又は楽屋として使用する以外の場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるリハーサル室のそれぞれの使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。

- 5 舞台準備、舞台練習等（ホールを使用して催物等を行う場合に限る。）
のため舞台面のみを使用する場合の使用料は、(1)施設使用料に定めるホールのそれぞれの使用料の額に100分の20を乗じて得た額とする。
- 6 使用許可の変更許可を受けてホール及びリハーサル室の使用時間を延長しようとする場合は1時間以内に限り、その使用料は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 午前9時以前の場合
午前9時から正午までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額
- (2) 正午から午後1時までの場合
午前9時から正午までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額
- (3) 午後5時から午後6時までの場合
午後1時から午後5時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額
- (4) 午後10時以降の場合
延長1時間ごとに午後6時から午後10時までの施設使用料の額に100分の20を乗じて得た額
- 7 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間外において舞台面のみを使用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）ごとに1,150円の使用料を徴収する。
- 8 冷房装置又は暖房装置を使用する場合は、(1)施設使用料に定める施設のそれぞれの使用料の額に、次に定める冷房料又は暖房料を加算した額を使用料として徴収するものとし、備考6の規定により使用時間を延長する場合も同様とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなす。

施設の名称	冷房料又は暖房料
ホール（舞台面除く）	1時間当たり 3,060円
舞台面	1時間当たり 660円
リハーサル室	1時間当たり 580円
楽屋	1時間当たり 290円

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

(提案理由)

鹿屋市文化会館の適正な維持管理を行うため、休館日及び冷暖房料を改める等、
所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。